

第17回豊中市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年11月25日（月）午後4時から午後4時40分

2. 開催場所 豊中市役所第二庁舎5階第一会議室

3. 出席委員 （14人出席、1人欠席）

【会長】 辻 博美

【委員】 今井 清 伊山 雅子 浦野 芳博 川上 幸雄
住田 英二 高島 邦子 中尾 祐子 西本 健一
半田 益宏 伏田 清実 松尾 眞一 光久 修平
山本 隆史

【欠席委員】 中尾 常雄

4. 議事日程

報告第51号 農地法第4条の規定による転用届出（専決分）について

報告第52号 土地現況証明申込（専決分）について

報告第53号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続証明について

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第13号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明について
その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 貢司 副主幹（書記） 渡辺 和彦 書記 多田 和子

6. 会議の概要

山本局長 ただ今から第17回豊中市農業委員会を開会します。豊中市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は辻会長にお願いします。

議長 ただ今から第17回豊中市農業委員会を開会します。
本日は14名の委員が出席され、定足数に達していますので、豊中市農業委員会会議規則により、本委員会は成立しています。
議事録署名委員について、慣例により出席委員の中から名簿順に、中尾祐子委員と西本委員を指名します。
次に、本日の議事日程を事務局から報告します。

渡辺書記 <議事日程を報告>

議長 次に、本日の資料の確認が事務局からあります。

渡辺書記 <資料の確認>

議長 それでは、ただ今から審議に入ります。
日程第1、報告第51号、農地法第4条の規定による転用届出の専決分についてです。
1番について、西本委員から報告願います。

西本委員 1番について報告します。
届出人は大阪市福島区の●さんです。
本件の場所は原田中●丁目で、10月30日に現地調査を行いました。

地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりました。以上、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、11月8日に受理通知書を発行したものです。
次に、日程第2、報告第52号、土地現況証明申込の専決分についてです。
1番について、事務局から報告願います。

渡辺書記 1番について報告します。
申込人は堺市堺区の●さんです。
所在は上津島●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
10月17日に現地調査を行いました。現況欄に記載のとおり、全くの非農地であることを確認しましたので、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、10月30日に証明したものです。
2番について、事務局から報告願います。

渡辺書記 2番について報告します。
申込人は大阪市住吉区の●さんです。
所在は刀根山●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
10月25日に現地調査を行いました。現況欄に記載のとおり、全くの非農地であることを確認しましたので、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、11月8日に証明したものです。
次に、日程第3、報告第53号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続証明です。
本件は、農地の相続税の納税猶予を受けておられる方が、農地の利用状況について、3年ごとに税務署へ提出するために必要な証明です。

1番について光久委員から報告願います。
光久委員 1番について報告します。
農業相続人は浜●丁目の●さんです。
適用農地は浜●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
10月16日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のと通りの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、10月29日に証明願を発行したものです。
2番について、松尾委員から報告願います。

松尾委員 2番について報告します。農業相続人は桜の町●丁目の●さんです。適用農地は桜の町●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。10月25日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のと通りの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、10月31日に証明願を発行したものです。
3番について、中尾祐子委員から報告願います。

中尾祐子委員 3番について報告します。
農業相続人は熊野町●丁目の●さんです。
適用農地は東泉丘●丁目と●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

10月30日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のと通りの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 　　ただ今の報告に基づいて、11月11日に証明願を発行したものです。

4番について、川上委員から報告願います。

川上委員 　4番について報告します。

農業相続人は若竹町●丁目の●さんです。

適用農地は若竹町●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

11月6日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のと通りの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 　　同じく地区担当の光久委員から報告願います。

光久委員 　同じく4番について報告します。

農業相続人は若竹町●丁目の●さんです。

適用農地は小曾根●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

11月6日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のと通りの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 　　ただ今の報告に基づいて、11月19日に証明願を発行したものです。

5番について、中尾祐子委員から報告願います。

中尾祐子委員 5番について報告します。

農業相続人は熊野町●丁目の●さんです。

適用農地は東泉丘●丁目と●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

11月13日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のと通りの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 　　同じく地区担当の浦野委員から報告願います。

浦野委員 　同じく5番について報告します。

農業相続人は熊野町●丁目の●さんです。

適用農地は新千里南町●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

11月13日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のと通りの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 　　ただ今の報告に基づいて、11月19日に証明願を発行したものです。

6番について、中尾祐子委員から報告願います。

中尾祐子委員 6番について報告します。

農業相続人は東泉丘●丁目の●さんです。

適用農地は東泉丘●丁目と●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

11月13日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のと通りの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 　　同じく地区担当の浦野委員から報告願います。

浦野委員 　同じく6番について報告します。

農業相続人は東泉丘●丁目の●さんです。

適用農地は新千里南町●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

- 1 1 月 1 3 日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のと通りの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。
- 議長 ただ今の報告に基づいて、1 1 月 1 9 日に証明願を発行したものです。
7 番について、浦野委員から報告願います。
- 浦野委員 7 番について報告します。
農業相続人は東豊中町●丁目の●さんです。
適用農地は東豊中町●丁目と新千里南町●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
1 1 月 1 3 日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のと通りの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。
- 議長 同じく地区担当の中尾祐子委員から報告願います。
- 中尾祐子委員 同じく 7 番について報告します。
農業相続人は東豊中町●丁目の●さんです。
適用農地は東泉丘●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
1 1 月 1 3 日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のと通りの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。
- 議長 ただ今の報告に基づいて、1 1 月 1 9 日に証明願を発行したものです。
次に、日程第 4、議案第 1 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。
本議案については、事務局からの報告に基づきご審議願います。
1 番について、事務局から説明願います。
- 渡辺書記 この申請は、農地法第 3 条の規定により、農地の所有権を移転する場合に必要な許可申請です。
1 番についてご説明いたします。
譲渡人は草津市の●さん、譲受人は熊野町●丁目の●さんです。
申請地は、東泉丘●丁目で地番、地目、面積は議案書に記載のとおりで、農業経営効率向上が所有権移転の理由となっています。
また、必要書類や誓約書も提出されており、許可要件を満たしていると考えますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 現地調査班の伊山委員、いかがですか。
- 伊山委員 申請地について、本日午後 2 時過ぎより現地調査を行いました。提出された申請書では竹林を維持管理していくとあり、現地も維持管理が行われた状態であったことを確認しましたので、ご報告いたします。
- 議長 同じく、現地調査班の半田委員、いかがですか。
- 半田委員 伊山委員からも説明がありましており、現地調査を行いました結果、地番、面積、申請理由は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりました。
以上、ご報告します。
- 議長 ただ今の説明および報告について、ご意見ございませんか。

<異議なしの声>

議 長 異議なしと認めます。本件について許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第13号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明について、を議題とします。

本件は、農業相続人が農業に従事し、農地の相続税の納税猶予制度の適格者であることの証明願いです。本議案については、事務局からの報告に基づきご審議願います。

1番について、事務局から説明願います。

渡辺書記 1番について説明します。

農業相続人は庄本町●丁目の●さんです。

納税猶予の適用を受けようとする農地は庄内宝町●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

11月6日に現地調査を行いました。今後も利用状況欄に記載のとおり農業を続けていきたいとのことで、相続税の納税猶予の適格者の要件を満たしていると考えます。どうぞ、よろしくご審議いただきますようお願いします。

議 長 地区担当の住田委員いかがですか。

住田委員 1番について報告します。

農業相続人の●さんは被相続人の●さんから農業経営を継承し、引き続き農業経営を行っていくと聞いておりますので、相続税の納税猶予の適格者の要件を満たしていると考えます。

議 長 ただ今の説明および報告について、ご意見ございませんか。

<異議なしの声>

議 長 異議なしと認めます。1番について証明することに決定しました。

次に、その他案件としまして事務局からの報告をお願いします。

渡辺書記 <配布資料の説明>

議 長 ただ今の説明について、ご意見、ご質問などはございませんか。

<異議なしの声>

議 長 次に、次回の農業委員会の日程について事務局から説明をお願いします。

多田書記 次回の委員会の日程ですが、12月23日（月）に開催したいと考えております。

開会は午後4時で、場所は豊中市役所第一庁舎2階大会議室です。

現地調査は午後2時30分からとし、調査班は浦野委員・高島委員ですが、農地法第3条許可申請が提出された場合のみ実施します。

以上の日程で行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明のとおり、決定してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

議 長 それでは、次回の農業委員会と現地調査は、12月23日（月）に決定しました。

これで本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の委員会は閉会します。ありがとうございました。

以上